

新しい行政不服審査制度における行政不服審査会の役割

2019. 4. 25

小幡 純子 (上智大学法学部)

1 新行政不服審査法への期待とすべり出し

○審理員制度の新設 下記は平成 28 年度調査

- ・地方公共団体 審理員指名 2,962 件
正規職員 2,533 件、その他 761 件(外部有識者を任期付職員で任命)
- ・国 審理員指名 327 件
正規職員 319 件、その他 9 件(弁護士等外部有識者を任期付職員で任命)

○行政不服審査会の新設 下記は平成 28 年度調査

- ・地方公共団体における行政不服審査会等 2,067 団体が設置
単独設置(新設) 992 団体 48.0%
単独設置(既存の審査会等の改組) 250 団体 12.1%
他団体に委託 284 団体 13.7%
他団体との共同設置 131 団体 6.3%
一部事務組合等を設置 92 団体 4.5%
事件ごとに設置 308 団体 14.9%

委員の属性 弁護士 1,620 団体、税理士 599 団体、司法書士 336 団体、
行政書士 336 団体、公認会計士 51 団体、社会保険労務士 42 団体、学
識経験者 1,344 団体、行政機関勤務経験者 856 団体

・国における行政不服審査会

9 名の委員(常勤委員 3 名—判事、検事、行政官出身、非常勤委員 6 名—学識
3 名、弁護士 2 名、行政書士 1 名) 3 部会構成

2 行政不服審査会への諮問・答申、裁決の状況

○裁決の内容 下記は平成 28 年度調査

- ・地方公共団体 審査請求 13,404 件のうち、処理済の 6,410 件における裁決結果
認容・一部認容裁決 208 件(3.3%)
- ・国 審査請求 22,316 件のうち、処理済 8,317 件における裁決結果
認容・一部認容裁決 463 件(5.5%)

○行政不服審査会等への諮問 地方公共団体分は平成 28 年度調査

- ・地方公共団体 諮問件数 857 件のうち、答申済の 593 件中、申立てを認容・一部認容すべきとした答申 41 件、答申と裁決の内容が異なった例 5 件
- ・国の行政不服審査会 [参考資料 当審査会のこれまでの活動状況]
諮問件数 161 件のうち、答申済の 129 件中、審査庁の判断を妥当でない・一部妥当でないとした答申 21 件

3 行政不服審査のあり方についての実態と課題

○諮問された案件の概況

訴訟提起のない少額案件 ～ 新しい行政不服審査制度に期待した審査請求
行政運用の問題点の顕在化

○当不当の審査の可能性

○行政手続上の瑕疵への対応

○違憲審査について

4 行政不服審査会に求められる役割の再考

審理員制度との関係での行政不服審査会の意義

第三者的立場にある行政不服審査会の審査と行政内部統制の位置づけ